

令和5年度

# 定期監査結果報告

守口市監査委員

# 目 次

1	監査の概要	1
2	監査の結果	
	総括	2
	個別事項	
	〔前期〕	
	教育部	
	教育総務課	3
	学校教育課	4
	保健給食課	5
	教育センター	5
	〔後期〕	
	企画財政部	
	企画課	7
	財政課	7
	魅力創造発信課	8
	デジタル戦略課	10
	財産活用課	11
	こども部	
	子育て支援政策課	12
	わかくさ・わかすぎ園	13
	こども施設課	14
	子育て世代包括支援センター	14

## 1 監査の概要

### (1) 監査の種類

財務監査

### (2) 監査の実施期間

[前期]

令和5年9月から同年11月

[後期]

令和5年12月から令和6年2月

### (3) 監査の対象期間

[前期・後期]

令和5年1月から同年7月

### (4) 監査の対象部局

[前期]

教育部…教育総務課、学校教育課、保健給食課、教育センター

[後期]

企画財政部…企画課、財政課、魅力創造発信課、デジタル戦略課、  
財産活用課

こども部…子育て支援政策課、こども施設課、  
子育て世代包括支援センター

### (5) 監査の実施方法

[前期・後期]

守口市監査基準に基づき、各業務のリスクを考慮しながら、収支関係書類（調定決議書、支出負担行為何書、起案文書、契約書等）の提出を求め、合規性や効率性等に着目しつつ、総合的な適否を判断の上、監査を実施した。

## 2 監査の結果

今回の監査において、次のとおり改善すべき事項が認められたので、措置を講じられたい。

なお、順序としては、まず前期・後期を通じての総括を、次に前期・後期に係る個別事項を、それぞれ記述した。

### <総括>

本監査は、令和2年度より4年計画で実施する定期監査の最終年度分に当たる。なお、本市における監査基準及び監査業務の実施方針については、既に公表しているとおりである。

今回の傾向について述べるに当たっての前提条件として、令和2年度からの監査基準に沿った監査が、問題が深刻化するおそれに重点を置いたリスクアプローチの概念を取り入れたものであることは、従前からのとおりである。よって、記述内容も必然的に、契約上の疑義を招くような契約関連業務における指摘が中心となっており、本結果中では、低リスクと認められる軽微な事務手続上の誤りまで網羅しているものではない。

今回の定期監査においても、契約書に基づいて委託業者から提出されるべき業務責任者の通知や個人情報の取扱いに係る作業責任者等の報告が履行されていない事案が散見された。

このような状況では、責任の所在が不明確であることから、委託先に対する管理及び監督が十分に行き届かず、個人情報の漏洩、業務品質の低下、ひいては市民からの信頼性が損なわれる危険性が潜在的に存在し得ることに対しては特段の注意を払われたい。

また、適正かつ効率的な事務遂行のため、全庁的に標準的な処理方法や、マニュアル等の作成に努められているが、法令等に則った適正な事務処理となっていない事案も見受けられた。

これについては、適正な事務遂行に対する認識不足、法令等の理解不足に起因した事案が多く、未だに類似の誤りが見受けられる。今一度、担当者任せになっていないか改めて確認し、過去の指摘事項も踏まえて、各所属内におけるチェック体制が常に保持できるように取り組んでいただきたい。

本年度の定期監査をもって一つの区切りとはなるが、この間、監査委員としても日常的に行ってきた指導・助言による市長部局等との連携体制を維持しつつ、次年度以降も新たな監査計画に沿って的確かつ有効な監査を実施し、共に健全な組織の実現に向け尽力して参りたい。

## ＜前期個別事項＞

### （教育部）

#### 教育総務課

- 1 守口市立学校の施設等目的外使用料において、次の事項が見受けられた。
  - （1）申請者に交付される「守口市立学校施設等目的外使用許可書」の交付日が使用開始日を超過していた。
  - （2）徴収事務において、納入日が納期限より遅延しているものがあった。
- 2 行政財産目的外使用に係る使用料において、次の事項が見受けられた。
  - （1）行政財産の目的外使用許可書に公印を押印しているが、公印を使用した時に起案に押印することとなっている公印使用印が押印されていなかった。
  - （2）徴収事務において、納入日が納期限より遅延しているものがあった。
- 3 守口市立学校屋内運動広場空調設置可能調査業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - （1）仕様書に規定されている工程表が提出されていなかった。
  - （2）契約締結起案における文書の公開・非公開の区分について、「部分公開」としているが非公開事由が記入されていなかった。
- 4 梶小学校廃材置場扉補修工事において、次の事項が見受けられた。
  - （1）契約において、契約保証金は免除されていたが、誤った金額が算出されていた。
  - （2）契約金額が予定価格を超過していた。
- 5 守口市清掃警備業務委託（その2）に係る超過勤務時間の労務単価契約において、次の事項が見受けられた。
  - （1）新年度予算に係る契約締結起案の施行日は、会計年度の開始まで行うこ

とができないのにも関わらず、契約締結起案の施行日及び公印使用日並びに契約書の契約日が会計年度の開始より前の日付となっていた。

- (2) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。

## **学校教育課**

- 1 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業において、学習支援コーディネーター1名に対して、過剰に報償金が支給されていた。

- 2 スクールヘルパー派遣事業業務委託において、次の事項が見受けられた。

- (1) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」並びに「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。

- (2) 守口市契約規則（以下「契約規則」という。）第15条第2項に「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する随意契約を行う場合は、「発注見通し及び契約内容」及び「契約締結内容」を公表すること。」と規定されているが、作成はされていたものの、総務課へ提出されていなかったため公表されていなかった。

- (3) 契約書において、「契約単価に当該完了月分の業務時間を乗じた額及び校外学習又は宿泊行事へのヘルパー同行に係る交通費等の経費の支払を、翌月10日までに発注者に請求することができる。」と記載されているが、交通費が2ヶ月分まとめて請求されており、支払っていた。また、完了届の契約実施期間の始期に誤りがあった。

- (4) 令和5年度において、見積書の提出日が実施起案の施行日より前の日付となっていた。

- 3 帰国・渡日児童生徒自立援助通訳派遣において、次の事項が見受けられた。

- (1) 要綱第6条に基づき、通訳派遣状況報告書を翌月5日までに提出しなければならないが、提出が遅延している報告書が散見された。

- (2) 要綱第4条第1項に規定された様式の名称は「通訳派遣依頼書」であるが、「自立援助通訳派遣願」となっていた。また、通訳派遣依頼書が収受処理されていなかった。

## **保健給食課**

- 1 文書保存種別の標準規程において、「補助金に関するもの」は5年保存を標準とすると規定されているが、学校保健特別対策事業費補助金の申請起案、実績報告書の提出起案及び請求起案が3年保存とされていた。
- 2 給食調理備品等使用料の徴収事務において、納入日が納期限より遅延しているものがあった。
- 3 放課後下校時安全対策事業業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 文書保存種別の標準規程において、「契約に関するもの」は5年保存を標準とすると規定されているが、実施起案及び契約締結起案が3年保存とされていた。
  - (2) 守口市長期継続契約に関する条例の事務取扱基準に基づき指名競争入札通知書に記載しなければならない事項である「当該契約の歳出予算において減額又は削除があった場合、本契約の変更又は解除により生じた損害の賠償を請求することができない」が、通知書中に含まれていなかった。

## **教育センター**

- 1 学校で使用するiPadにおいて、次の事項が見受けられた。
  - (1) タブレット端末等の弁償に関する取扱基準第3条第2項の規定において、使用者がタブレット端末等を破損若しくは亡失した場合、取扱基準に定める負担基準に従い、使用者の負担割合を定めることとされているが、その決定についての起案処理はされていたが、決定通知が簿冊に綴じられていなかった。
  - (2) 弁償金の徴収事務において、納入日が納期限より遅延しているものがあった。

2 モバイルルータ用SIMカード及び通信回線使用契約において、次の事項が見受けられた。

- (1) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」並びに「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
- (2) 守口市長期継続契約に関する条例の事務取扱基準に基づき契約書に記載しなければならない事項である「損害の賠償を請求することができない」が、契約書中に含まれていなかった。また、見積依頼書にその旨を説明事項として明記されていなかった。
- (3) 契約保証金は契約規則第21条第3号の規定により免除されており、この場合、契約書の写しを添付することとされているが、添付された契約申込書2件とも、規模がわかる契約金額が不明瞭であった。また、内1件の契約終期が本契約締結日時点で終了しておらず、「過去2年間」のものではなかった。

3 学校教育情報化コーディネータ配置事業業務委託において、次の事項が見受けられた。

- (1) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」並びに「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
- (2) 契約書において、「契約金額の内訳は別紙のとおりとする。」と記載があるが、契約書に別紙が添付されていなかった。



## ＜後期個別事項＞

### （企画財政部）

#### 企画課

- 1 守口市公共施設予約システム運用事業において、次の事項が見受けられた。
  - （1）契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
  - （2）公共施設予約システムの対象施設を変更するために、変更契約が締結されていたが、当初の契約締結起案時に基づいた決裁区分が適用されることから総務課への合議が必要となるにも関わらず、行われていなかった。
  - （3）変更契約書に市長印を押印しているが、契約専用印を使用していなかった。

#### 財政課

- 1 新地方公共会計制度システム保守業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - （1）契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」並びに「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
  - （2）契約締結起案における文書の公開・非公開の区分については、契約書に相手方の印影があることから「部分公開」となるが、「全部公開」となっていた。
- 2 月刊「地方財政」の購読の年間購読において、次の事項が見受けられた。
  - （1）契約規則第15条第4項第3号の規定により見積書が徴されていない。その場合、契約締結起案に見積書を徴さない旨を明記する必要があるが、明記されていない。
  - （2）予定価格が50万円以下の随意契約の場合、予定価格書は原則作成しない

ものの、予定価格に関する事項を契約締結起案に記載しなければならないが、予定価格の記載がなかった。

- (3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び契約規則第15条第3項第2号による随意契約とされているが、少額随意契約であることから、正しくは、「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第15条第3項第2号」による随意契約である。

### **魅力創造発信課**

- 1 広報もりぐち及び守口市ホームページの有料広告掲載業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 守口市ホームページ有料広告掲載業務の徴収事務において、納入日が納期限より遅延しているものがあつた。
  - (2) 文書保存種別の標準規程において、「契約に関するもの」は5年保存を標準とすると規定されているが、実施起案及び契約締結起案が3年保存とされていた。
  - (3) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」並びに「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
  - (4) 本契約は歳入に関する契約であることから、債務負担行為の設定及び長期継続契約の適用がなくても複数年契約ができるが、契約書に「長期継続契約」である旨の記載がされていた。
- 2 朝日新聞の購読における契約において、業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため、代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。
- 3 守口市ホームページ初期構築等業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 初期構築の契約書に規定された受注者による「遂行責任者の通知」が履行されていなかった。

- (2) 契約の相手方は、契約締結日までに契約保証金を納付することとされているが、契約締結日より大幅に遅延していた。また、契約書の記載内容が「契約期間」となっていたが、契約始期は契約締結日となることから、正しくは「履行期間」である。

4 VeriTrans3G/4Gサービスの導入において、次の事項が見受けられた。

- (1) 長期継続契約に関する条例に基づく長期継続契約において、契約書及び実施起案が作成されておらず、契約締結起案が簡易起案で処理されていた。また、予定価格書が作成されていなかった。
- (2) 実施起案の契約形態には、総価契約と記載されていたが、支払金額の全額を会計規則第45条第2号別表第1の5「単価契約のある手数料」に当たるとし、支出負担行為の手続が支出命令の手続に併せて行われていた。また、予定価格は単価ではなく、総価で記載されていた。

5 守口市情報コーナー複写機リース及び保守・点検業務委託において、次の事項が見受けられた。

- (1) 長期継続契約に関する条例に基づく長期継続契約の場合、予定価格が50万円以下であっても予定価格書を作成しなければならないが、予定価格書が作成されていなかった。
- (2) 契約締結起案における文書の公開・非公開の区分については、契約書に相手方の印影があることから「部分公開」となるが、「全部公開」となっていた。
- (3) コインキット保守・点検業務委託契約において、契約保証金は契約規則第21条第6号の規定により免除されているが、契約保証金の金額が誤って算出されていた。
- (4) 本契約は、リース及び保守・点検業務が総価契約であり、コインキット保守・点検業務は使用枚数により変動があることから単価契約である。会計規則第45条第2号別表第1の6の規定により「単価契約のある委託料」は支出負担行為の手続が支出命令の手続に併せて行うものとされているが、総価契約であるリース及び保守・点検業務においても、支出負担行為の手続が支出命令の手続に併せて行われていた。

- (5) リース及び保守・点検業務契約及びコインキット保守・点検業務契約ともに、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び契約規則第15条第3項による随意契約とされているが、少額随意契約であることから、正しくは、「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第15条第3項による」による随意契約である。

## **デジタル戦略課**

- 1 庁外無線アクセスポイント保守事業委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 契約規則第17条第1項第8号から同項第11号までの規定に基づき契約書に記載しなければならない事項である「履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金」、「危険負担」、「契約不適合責任」及び「契約に関する紛争の解決方法」が、契約書中に含まれていなかった。
  - (2) 契約書には保守対象機器の設置場所が、水道局やクリーンセンターなどの庁外の出先施設が記載されているにも関わらず、業者から徴収した業務一部完了届、実施起案及び契約締結起案には、対象の位置として守口市役所の住所が記載されていた。
- 2 ぴったりサービス利用におけるライセンス使用料契約において、新年度予算に係る契約締結起案の施行日は、会計年度の開始まで行うことができないのにも関わらず、契約締結起案の施行日及び公印使用日並びに契約書の契約日が会計年度の開始より前の日付となっていた。
- 3 市役所業務テレワーク推進環境使用契約において、契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除しており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結することとされているが、本契約締結日以後に履行保証保険契約が締結されていた。また、契約締結日から契約期間満了日までを保証期間とした履行保証保険契約を締結する必要があるが、締結されていなかった。
- 4 総合行政ネットワーク府域ネットワークの更新及び運用・保守管理等業務委託契約において、契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除しており、履行保証保険契約を締結しているが、その保険契約日が実施起案の

起案日より前であった。

- 5 クラウド型地図情報検索サービスにおいて、契約金額が予定価格を超過していた。
- 6 オンライン申請システム導入事業に係る決済代行業務委託において、契約業者から徴した見積書に税抜き金額が記載されているのにも関わらず 契約締結起案の予定価格及び契約書には税込み金額が記載されていた。  
また、本契約の契約金額を変更する際に作成された「変更契約書」と「打ち合わせ・協議記録簿」に記載された金額に相違があった。

## **財産活用課**

- 1 守口市公用車売買契約において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 文書保存種別の標準規程において、「契約に関するもの」は5年保存を標準とすると規定されているが、実施起案及び契約締結起案が3年保存の文書として処理されていた。
  - (2) 契約において、契約規則第21条第7号の規定により契約保証金は免除しており、その場合、契約保証金7号免除理由書を添付する必要があるが、添付されていなかった。また、契約保証金の金額が誤って算出されていた。
- 2 守口市旧本庁舎等跡地活用事業 定期借地権設定契約締結等支援業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」並びに「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
  - (2) 契約金額が500万円以上のため、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書が提出されているが、原本ではなくコピーが提出されていた。
  - (3) 契約書において、「契約金額の内訳は別紙のとおりとする。」と記載があるが、契約書に別紙が添付されていなかった。

3 守口市普通財産機械警備業務委託において、次の事項が見受けられた。

- (1) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」並びに「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
- (2) 契約書に規定された受注者による「作業計画書の作成」及び「警備計画書の提出」が履行されていなかった。
- (3) 契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除しており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結し、保険会社から発行された履行保証保険証券を市に提出することとされているが、本契約締結日以後に履行保証保険証券が作成されていた。

#### (こども部)

#### **子育て支援政策課**

1 守口市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業において、次の事項が見受けられた。

- (1) 守口市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業の徴収事務において、納入日が納期限より遅延しているものがあつた。
- (2) 要綱第5条第2項に規定された様式の名称は「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金受講講座指定申請書」であるが、「守口市自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書」となっていた。
- (3) 要綱第5条第4項に規定された通知書名は「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書」であるが、「守口市自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書」の名称で通知していた。
- (4) 要綱第6条第1項に基づき、通知を受けた者は、対象講座を修了した日の翌日から起算して1月以内に、給付金の支給を申請しなければならないが、期日を経過して申請を受理し、給付金を支給しているものがあつた。

2 守口市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金支給事業において、次の事項が見受けられた。

- (1) 要綱第9条第1項に基づき、通知を受けた者は、毎月分の守口市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等請求書を翌月10日までに提出しなければならないが、期日を経過して請求を受理し、給付金を支給しているものが散見された。
  - (2) 要綱第11条第1項に基づき、受給者は、養成機関における毎月の出席状況に関する報告を翌月10日までに提出しなければならないが、期日を経過して提出されているものが散見された。
- 3 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金申請受付等業務委託において、次の事項が見受けられた。
- (1) 契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除しており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結し、保険会社から発行された履行保証保険証券を市に提出することとされているが、本契約締結日以後に履行保証保険証券が作成されていた。
  - (2) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」並びに「個人情報への取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。

### 【わかくさ・わかすぎ園】

- 1 児童発達支援センター施設利用者負担金において、令和3年度分の収入未済額が発生していた。
- 2 守口市立わかくさ・わかすぎ園通園児に係る傷害保険及び賠償責任保険において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 随意契約を行うにあたり、3者へ見積書の提出を依頼していたが、内2者は辞退であった。この場合、見積合せは成立していないことから、本来であれば他業者からあらためて見積書を徴して見積合せを行うべきであり、事情により見積書を提出した1者と随意契約を行うのであれば、その根拠を明記した特命理由書が必要となるが、特命理由書が作成されていなかった。

- (2) 契約するにあたり見積書を徴収しているが、收受印を押印していないものがあった。

### **こども施設課**

- 1 守口市保育事業補助金において、実績報告書の関係書類の内、認定こども園から提出された「保育人材育成研修参加支援事業報告書」と「研修受講報告書」に記載されていた受講日に相違があった。
- 2 市立認定こども園学校医等において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 守口市文書取扱規程第8条第1項第1号では、往復文書は同一番号を用い「の2」の枝番号を付けなければならないと規定されているが、学校医等の推薦依頼に係る往復文書において、新たな文書番号を付していた。
  - (2) 起案文書において公印使用印を押印しているが、決裁文書と発送文書の同一性を証明する「契印」を押印していなかった。
- 3 守口市民間保育士緊急確保支援事業において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 要綱第5条に基づき、補助対象者から交付申請書が提出されているが、提出期日を遅延しているものがあった。
  - (2) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」並びに「個人情報への取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。

### **子育て世代包括支援センター**

- 1 守口市助産の実施において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 守口市助産の実施に関する規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定された通知書名は「助産施設入所承諾通知書」であるが、「助産施設入所承諾書」の名称で通知していた。
  - (2) 規則第8条において、「徴収金の額を決定したときは、徴収金額決定通知書により入所決定者に通知する。」と規定されているが、助産施設入所承



諾書に徴収金額を記載し、入所決定者へ通知していた。

- 2 大学生の実習受け入れにおいて、契約規則第17条第1項第6号に基づき契約書に記載しなければならない事項である「契約代金の支払又は受領の時期及び方法」が、契約書中に含まれていなかった。
- 3 守口市産後ケア事業において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 要綱第8条に基づき、守口市産後ケア事業実施報告書を作成し、報告しなければならないが、期日までに報告されていないものが散見された。
  - (2) 要綱第9条に基づき、請求書に各月分の守口市産後ケア事業実施報告書を添付し、報告しなければならないが、期日までに報告されていないものが散見された。
- 4 守口市養育支援訪問事業（育児家事援助型）業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 本契約においては、実施起案及び契約締結起案を合わせて作成されていた。また、予定価格が50万円超となるため総務部総務課の合議及び予定価格が100万円超となるため企画財政部財政課の合議をそれぞれ経ることになるが、行われていなかった。
  - (2) 委託事業者へ通知した依頼書について、文書番号が記載されておらず、発信者名が市長名ではなくセンター長名で記載されているものがあった。
  - (3) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
  - (4) 要綱に基づき、委託事業者へ通知した依頼書の本文に記載の要綱名が「守口市養育支援事業実施事業実施要綱」となっていた。
- 5 出産・子育て応援交付金給付事業に係る給付システム保守業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除しており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結し、保険会社から発行された履行保証保険証券を市に提出することとされているが、本契約締

結日以後に履行保証保険証券が作成されていた。

(2) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」並びに「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。

6 児童センター傷害保険において、随意契約を行うにあたり、3者へ見積書の提出を依頼していたが、内2者は辞退であった。この場合、見積合せは成立していないことから、本来であれば他業者からあらためて見積書を徴して見積合せを行うべきである。事情により見積書を提出した1者と随意契約を行うのであれば、その根拠を明記した特命理由書が必要となるが、特命理由書が作成されていなかった。